

新 旧 対 照 表

	新	旧
建築物等の用途の制限 (B地区)	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 3. 建築基準法別表第二(わ)項第7号及び第8号に掲げるもの <u>7. ダンスホール及びナイトクラブその他これらに類するもの</u>	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 3. 建築基準法別表第二(を)項第7号及び第8号に掲げるもの
建築物等の用途の制限 (E地区)	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 3. 建築基準法別表第二(り)項第2号及び第3号に掲げるもの 4. 建築基準法別表第二(ぬ)項第1号、第3号及び第4号に掲げるもの 5. 建築基準法別表第二(わ)項第7号及び第8号に掲げるもの <u>9. ダンスホール及びナイトクラブその他これらに類するもの</u>	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 3. 建築基準法別表第二(ち)項第2号及び第3号に掲げるもの 4. 建築基準法別表第二(り)項第1号、第3号及び第4号に掲げるもの 5. 建築基準法別表第二(を)項第7号及び第8号に掲げるもの

なお、建築基準法における表記の一部改正に伴い、以下のとおり表記を変更するものです。

(新) レディーミクストコンクリート (旧) レディミクストコンクリート
(新) 柵 (旧) さく